

# 原子力安全に関するIAEA行動計画

平成24年4月  
外務省国際原子力協力室

## 1. 背景

- (1) 本件行動計画は、東京電力福島第一原発事故を契機とし、国際的な原子力安全を強化するためのもの。
- (2) 2011年6月の「原子力安全に関するIAEA閣僚会議」における閣僚宣言により、IAEA事務局長は、行動計画案を作成し、同年のIAEA理事会及び総会へ提出することとされ、行動計画は、同年9月、IAEA理事会によりコンセンサスで承認されるとともに同総会において確定した。

## 2. 行動計画の概要

- (1) 行動計画は、前文及び12項目の行動(各行動は、細分化された行動を含む。)から構成され、東電福島第一原発事故を踏まえ我が国が提案してきたIAEA安全評価ミッションの拡充等の諸措置を含むもの。また、前文において、我が国とIAEAが2012年に共催する原子力安全に関する福島閣僚会議にも言及。
- (2) 12項目の行動のポイントは、以下のとおり。

### ① 東電福島第一原発事故の観点からの安全評価

- ・ 加盟国は、極限の自然災害に対する原発の設計の国内評価を迅速に行い、必要な是正措置を実施する。
- ・ IAEA事務局は、要請に応じて、国内評価に対するピア・レビューを実施する。

### ② IAEAピア・レビュー

- ・ IAEA事務局は、教訓を組み込むこと等により、既存のピア・レビューを強化する。また、関係国の同意を得た上で、ピア・レビューの結果を公表する。
- ・ 加盟国は、定期的に、IAEAピア・レビュー(フォローアップ・レビューを含む。)を自発的に受け入れることが強く奨励される。

### ③ 緊急事態に係る準備及び対応

- ・ IAEA事務局、加盟国及び関連国際機関は、IAEAの緊急時対応援助ネットワーク(RANET)の強化等を検討する。
- ・ IAEA事務局は、原子力緊急事態の場合には、関係国の同意を得た上で、事実調査ミッションを実施し、結果を公表する。

### ④ 国内規制機関

- ・ 加盟国は、国内規制機関について迅速な国内レビュー及びその後の定期的なレビューを実施する。
- ・ 原発を有する各加盟国は、定期的に、統合的規制評価サービス(IRRS)ミッションを自発的に受け入れる。更に、当該ミッションから3年以内にフォローアップ・ミッションが実施される。

## 2. 行動計画の概要(つづき)

### ⑤ 運転を行う組織

- ・ 原発を有する各加盟国は、今後3年間で少なくとも1件のIAEA運転安全評価チーム(OSART)ミッションを自発的に受け入れる。

### ⑥ IAEA安全基準

- ・ 安全基準委員会及びIAEA事務局は、優先順序に応じて、関連するIAEA安全基準を見直し、必要に応じて改訂する。
- ・ 加盟国は、オープンで、適時の及び透明性の高い方法により、IAEA安全基準を可能な限り広範かつ効果的に活用する。

### ⑦ 国際的な法的枠組み

- ・ 締約国は、原子力安全関連条約の効果的な運用を強化するメカニズムを探求し、改正するためになされた提案を検討する。
- ・ 加盟国は、全ての関係国の懸念に対応する原子力損害賠償責任に関する一つの国際的な制度の構築に向けて作業する。

### ⑧ 原子力発電計画の開始を企図する加盟国

- ・ 加盟国は、最初の原子力発電所の操業に先立ち、サイト及び設計上の安全性に関するレビューを含め、関連するレビュー・ミッションを自発的に受け入れる。

### ⑨ キャパシティ・ビルディング

- ・ 加盟国は、東電福島第一原発事故の教訓を原子力発電計画に係る基盤に組み込む。

### ⑩ 放射線からの人及び環境の防護

- ・ 加盟国、IAEA事務局その他の関係者は、モニタリングや除染に関し、専門知識や技術等の利用を促進する。

### ⑪ コミュニケーション及び情報提供

- ・ 加盟国は、規制機関等におけるコミュニケーションの透明性及び有効性を向上させる。
- ・ IAEA事務局は、証拠や科学的知識等に基づき、原子力緊急事態の間、当該事態から起こり得る結果に関して、事実の面で正しく、客観的な、かつ、理解しやすい情報を提供する。
- ・ IAEA事務局は、技術的側面を分析し及び東電福島第一原発事故の教訓を学ぶための国際専門家会合を開催する。

### ⑫ 研究開発

- ・ 関係者は、原子力安全、技術及びエンジニアリングにおける必要な研究開発を行う。